

みなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐことを目的として、転落防止のための安全対策設備を設置する工事に要する経費に対し、予算の範囲内においてみなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、みなかみ町補助金等規則(平成17年みなかみ町規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護世帯 別表第1に掲げる世帯をいう。
- (2) 附属建物 車庫、物置その他住宅に附属した建物をいう。
- (3) 住宅等 住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。)及び附属建物をいう。
- (4) 屋根等 屋根、外壁、破風その他これらに準ずると町長が認めるものをいう。
- (5) 命綱固定アンカー 命綱の一端を固定するために、住宅等の屋根等に堅固に固定された金具その他これに類する設備のことをいう。
- (6) 安全対策工事 屋根の雪下ろし時の転落防止を未然に防止するため、命綱固定アンカーを設置する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) みなかみ町に住民登録をしている者であること。
- (2) 補助対象者を含む世帯全員が申請時において、町税等(町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃をいう。)を滞納していないこと。

(補助対象住宅等)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅等(以下「補助対象住宅等」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす住宅等とする。

- (1) 町内に所在していること。
- (2) 補助対象者が所有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅等は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 克雪住宅(屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅をいう。)
- (2) 既に屋根等の雪下ろしの安全対策の措置が講じられている住宅等
- (3) 過去にこの要綱による補助金又は他の補助制度により命綱固定アンカーの設置に係る補助金の交付を受けたことがある住宅等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象住宅等の安全対策工事に要する費用とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1棟当たり10万円を上限とする。この場合において、補助対象者が要援護世帯のときは、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、1棟当たり15万円を上限とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安全対策工事の着手前に、みなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金交付申請書(様式第1号)に補助対象経費に係る見積書の写しその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金交付の可否を決定し、交付すべき場合にあってはみなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しない場合にあってはみなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(交付申請の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請の内容を変更しようとするときは、みなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金補助事業変更申請書(様式第4号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、みなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定後に安全対策工事を中止するときは、みなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金補助事業中止届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、安全対策工事が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、みな

かみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 安全対策工事に係る領収書の写し
- (2) 安全対策工事着手前及び安全対策工事完了後の命綱固定アンカーの設置箇所の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(確定通知)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、みなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知を受けたときは、みなかみ町雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が第10条に規定する中止届出書を提出したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条第1号、第2号及び第4号の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月15日から施行する。

別表第1(第2条関係)

要援護世帯区分要件

- 1 高齢者世帯 次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 高齢者(満65歳以上の者をいう。ただし、当該高齢者が要介護認定を受けている場合は、満60歳以上の者とする。以下同じ。)のみで構成されている世帯(ひとり暮らしを含む。)
 - (2) 高齢者と児童(出生した日から18歳に到達した後、最初に到来する3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)のみで構成されている世帯
- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は父母のいない児童を養育する者のいずれかに該当し、かつ、世帯主以外の構成員が児童のみである世帯
- 4 特別児童扶養手当・児童扶養手当の受給を受けている世帯
- 5 その他の世帯 1から4までのいずれの世帯区分にも属さない世帯で、1から4までの世帯の要件に類似する状態であると町長が認める世帯